

預託牛の死亡廃用補償について

家畜共同育成場（畜産協会）では令和4年度から死亡廃用補償を以下のとおり改正し、更に充実した制度としますので、お知らせします。

この補償制度は、預託牛が家畜共済(死亡廃用共済)に加入していることを前提としています。未加入の場合は、家畜共済の加入をお願いします。

補償対象の預託牛

協会が受託した預託牛のうち、次に該当する牛が補償対象です。

- ① 病気や怪我、事故等により、死亡又は廃用となった場合
- ② 著しい発育不良で、利用農家(オーナー)と畜産協会が協議し廃用とした場合
- ③ 著しい発育不良でオーナーに返還した牛が、1週間以内に死亡した場合
- ④ 盗難や行方不明となった場合

※ 死亡廃用の原因が、先天性疾患の場合や盗難・事故等の原因が、協会の責でない場合は補償対象になりません。

お支払いする補償金

死廃事故補償金 = 基本補償額^① - 控除額^② - 家畜共済金相当額^③

① 基本補償額：該当年度の「共済事故に係る家畜の価額※」 × 0.55
※静岡県農業共済組合の家畜の評価額

② 控除額：廃用牛売却額のうち農家手取り額及び見舞金等の合計
(見舞金等は、家畜伝染病予防法の手当金、相互扶助組織からの見舞金、支援金等です。該当があればお知らせください。)

③ 家畜共済金相当額：家畜共済の算定方式に則り協会が算出します。ただし、付保割合を一律30%として算出しますので、必ずしも実際の家畜共済金とは同額にはなりません。

注：共済未加入牛の場合も、「家畜共済金相当額」を差し引きます。
可能な限り、家畜共済に加入してください。

※ 県畜産技術研究所に再預託した牛の死廃事故は、家畜共済適用外となるため、共済加入牛は救済措置として、家畜共済金相当額③を協会からお支払いします。しかし、この場合でも、共済に未加入だった牛は家畜共済金相当額を差し引いて死廃補償金を算出しますので、ご注意ください。

※ 協会の飼養管理に起因して家畜共済金が免責された場合は、オーナーと協議します。

※ 死亡牛の運送費・化製処理費は、協会が負担します。

※ 協会から農業共済組合へ補償金、廃用牛売却額の支払い実績を通知しますので、ご了承ください。

ご意見・ご質問は下記にお問い合わせください。

(公社) 静岡県畜産協会 TEL 054-274-0210

家畜共同育成場天城牧場 TEL 0558-85-1172

死亡廃用補償金の例

基本の計算式

$$\text{死廃補償金(X)} = \text{基本補償額} - \text{控除額} - \text{家畜共済金相当額}$$

基本補償額 : 共済事故に係る家畜の価額×0.55

控除額(該当がある場合) : 廃用牛売却額等

家畜共済金相当額 : (共済事故に係る家畜の価額 - 控除額 - 死廃補償金(X))
×付保割合0.3(一律)

死亡牛の計算例

★22か月齢の預託牛が死亡した場合

家畜共済評価額 743,000円 (令和4年度、22か月齢の評価額)

基本補償額 : 408,650円 (743,000円 × 0.55)

控除額 : なし

家畜共済相当額 : 143,292円((743,000円-0円-265,358円)×0.3)

$$\text{死廃補償金} = 408,650\text{円} - 0\text{円} - 143,292\text{円} = 265,358\text{円}$$

※オーナーの手取りは、死廃補償金265,358円 + 家畜共済金143,292円の合計408,650円で、基本補償額と同額になります。

廃用牛の計算例

★15か月齢の預託牛を廃用し、と畜・売却した場合

家畜共済基準額 574,000円 (令和4年度、15か月齢の評価額)

廃用牛売却額 80,000円 (肉皮代金等から運送費、と畜手数料等を引いた農家手取り額)

基本補償額 : 315,700円 (574,000円 × 0.55)

控除額 : 80,000円

家畜共済相当額 : 110,700円((574,000円-80,000円-125,000円)×0.3)

$$\text{死廃補償金} = 315,700\text{円} - 80,000\text{円} - 110,700\text{円} = 125,000\text{円}$$

※オーナーの手取りは、死廃補償金125,000円 + 家畜共済金110,700円 + 廃用牛売却額80,000円の合計315,700円で、基本補償額と同額になります。